

ＩＣＴ活用工事（港湾・漁港工事）に関するFAQ

Q 1 岡山県が発注する港湾工事及び漁港工事とは具体的にどのような工事か。

A 1 次の積算基準を適用した工事です。

- ・港湾請負工事積算基準
- ・漁港漁場関係工事積算基準

Q 2 試行工事を受注し、ＩＣＴ活用工事を希望しなかった場合にペナルティはあるのか。

A 2 「施工者希望型」は、ＩＣＴ活用を義務としているものではなく、あくまで、受注者自身が希望するか、しないかを判断するものであって、ＩＣＴ活用を実施しなかった場合に、工事成績評定での減点等のペナルティはありません。

なお、ＩＣＴ活用工事の実施を希望しない場合は、従来の基準に基づき、施工してください。

Q 3 ＩＣＴ活用にかかる増額費用については、どうなるのか。

A 3 試行工事において、ＩＣＴ活用工事を実施した場合は、「岡山県ＩＣＴ活用工事試行要領（港湾・漁港工事）」に基づき、設計変更の対象とします。

Q 4 一部の施工プロセスでＩＣＴを活用した場合は、設計変更の対象となるのか。

A 4 ３次元起工測量から３次元データの納品までの施工プロセスにおいて、ＩＣＴを一部に活用した場合についても、「岡山県ＩＣＴ活用工事試行要領（港湾・漁港工事）」に基づき、設計変更の対象とします。

また、施工の効率化を図ることができないと判断される案件については、ＩＣＴ活用工事の実施を認めない場合があります。

Q 5 I C T 活用工事以外の工事で、I C T 活用工事を実施したい場合はどうすればよいか。また、実施した場合は設計変更の対象となるのか。

A 5 発注者と協議した上で、発注者が適当と認める場合は、I C T 活用工事を実施することができます。

なお、「岡山県 I C T 活用工事試行要領（港湾・漁港工事）」を適用することとし、設計変更の対象とします。

Q 6 I C T 活用工事を実施した場合、工事成績評定による加点はあるのか

A 6 監督員の評価項目である「創意工夫」において、次のとおり加点評価します。

- ・全プロセスを実施した場合 7 点
- ・一部のプロセスを実施した場合 5 点

Q 7 I C T 活用工事以外の工事で、I C T 活用工事を実施した場合は、工事成績評定による加点はあるのか。

A 7 発注者と協議した上で、発注者が適当と認める場合は、工事成績評定において、I C T 活用工事と同様に加点評価します。ただし、当初の請負代金額が 1,000 万円以上の工事に限ります。